

新潟市集団がん検診継続実施支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の検診機会を確保し健康増進を図るため、本市が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために集団がん検診の実施を一定期間取りやめたことにより、大きな影響を受けている新潟市集団がん検診実施機関（以下「検診機関」という。）の検診事業継続を支援するため、予算の範囲内において新潟市集団がん検診継続実施支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。

2 前項の補助金の交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、検診機関を支援することで、本市の集団がん検診を実施計画のとおり確実に実施することを目的とする。ただし、実施計画は新型コロナウイルス感染症の状況により随時見直すものとする。

(交付の対象)

第3条 支援金の交付対象は、次に掲げる要領に基づき新潟市集団がん検診業務（以下「検診業務」という。）を実施する検診機関を対象とする。

ア 新潟市肺がん（結核）集団検診実施要領

イ 新潟市胃がん集団検診実施要領

ウ 新潟市乳がん集団検診実施要領

(支援金の対象及び額)

第4条 支援金の交付対象経費及び支援金の額は、別表1のとおりとする。

2 前項により得た支援金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって支援金の額とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新潟市集団がん検診継続実施支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度の集団がん検診を実施しなかった期間に生じた検診業務にかかる固定費がわかる資料

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ支援金の交付の適否を決定し、結果を新潟市集団がん検診継続実施支援金交付(不交付)決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 交付決定後、申請内容に変更が生じる場合には、新潟市集団がん検診継続実施支援金変更交付申請書（別記様式第3号）に変更理由が確認できる書類を添えて変更申請書を速やかに市長に提出しその承認を得なければならない。ただし、実施計画書の変更は除く。

2 市長は前項に定める変更交付の申請を受けたときは、変更申請書等を審査し、適正と認められるときは新潟市集団がん検診継続実施支援金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の概算払い)

第8条 支援金の支払いは、第6条に定める交付を決定したときは、概算払いができるものとする。

(実績報告)

第9条 支援金交付の決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、実施計画に基づく検診業務完了後又は支援金の決定に係る会計年度終了後、速やかに新潟市集団がん検診継続実施支援金実績報告書（別記様式第5号）に実施計画に対する検診業務実施状況を確認できる資料を添えて市長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書等の提出を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき支援金の額を確定する。検診機関の責めに帰すべき事由により、実施計画に応じた検診業務を一定の割合以上実施できなかった場合は、別表2により額の確定を行う。

2 前項により交付する額を確定したときは、その結果を新潟市集団がん検診継続実施支援金確定通知書（別記様式第6号）により事業者に通知するものとする。

3 市長は、交付すべき支援金の額を確定したとき、概算払いによりその額を超えてすでに支援金を交付しているときは、期限を定めて返納を命ずるものとする。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第11条 市長は、事業者が虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたと認める場合は、支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、新潟市集団がん検診継続実施支援金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により事業者に通知するとともに、新潟市集団がん検診継続実施支援金返還命令書（別記様式第8号）により期限を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月9日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

交付対象経費	支援金の額及び上限
新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度の集団がん検診業務を取りやめた期間に生じた検診業務にかかる固定費(検診実施に係る人件費, 検査機器保守費等)	交付対象経費の総額と次により算出した上限額(※)とを比し, いずれか低い方の額 ※上限額 令和2年度集団がん検診取りやめ期間(肺がん検診及び胃がん検診は令和2年4月から6月まで, 乳がん検診は令和2年4月から5月まで)と同時期の令和元年度検診受診者数に要領に基づく令和2年度の検診委託単価を乗じて得た額の2/3

別表2 (第10条関係)

実施計画に対する実施済数の割合	交付する支援金の額
80%以上	交付決定額の全額
50%以上 80%未満	交付決定額の80%
50%未満	交付決定額の50%

年 月 日

(宛先)新潟市長

(申請者) 事業者名

代表者名

新潟市集団がん検診継続実施支援金交付申請書

新潟市集団がん検診継続実施支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 交付対象経費及び支援金交付申請額

交付対象額	交付上限額	交付申請額

2 検診業務実施計画書 実施計画書のとおり

3 情報の公表の内容、方法及び時期

4 添付書類

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度の集団がん検診を実施しなかった期間に生じた検診業務にかかる固定費がわかる資料

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市集団がん検診継続実施支援金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市集団がん検診継続実施支援金については、次のとおり交付(不交付)の決定をしたので通知します。

記

1 支援金の名称

新潟市集団がん検診継続実施支援金

2 交付決定額(不交付の理由)

年 月 日

(宛先)新潟市長

(申請者)事業者名

代表者名

新潟市集団がん検診継続実施支援金変更交付申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった新潟市集団がん検診継続実施支援金について、申請内容を次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 添付書類

- ・変更理由が確認できる資料

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市集団がん検診継続実施支援金変更交付決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市集団がん検診継続実施支援金については、次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 既交付決定額
- 2 変更交付決定額
- 3 変更事項

変 更 前	変 更 後

年 月 日

(宛先)新潟市長

(申請者)事業者名

代表者名

新潟市集団がん検診継続実施支援金実績報告書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった新潟市集団がん検診継続実施支援金について、事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 検診の実施結果 実施計画 回
実施結果 回

3 情報の公表の状況

4 添付書類

- ・実施計画に対する検診業務実施状況を確認できる資料

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市集団がん検診継続実施支援金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市集団がん検診継続実施支援金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市集団がん検診継続実施支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市集団がん検診継続実施支援金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定取消額
- 3 取消理由

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市集団がん検診継続実施支援金返還命令書

年 月 日付け新 第 号で金額の確定した(交付決定を取り消した)新潟市集団がん検診継続実施支援金については、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由